

生産性向上
のための
補助金を受けたい

ものづくり・商業・サービス補助金

趣旨・目的

中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり直面する制度変更（働き方改革、社会保険適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）への対応のため、生産性向上に向け、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。

対象となる方

日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有する中小企業者及び特定非営利活動法人であり、以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定・実行するものであること。

- ・事業計画期間において、「給与支給総額」を年率平均1.5%以上増加させること
- ・事業計画期間において、「事業場内最低賃金」を地域別最低賃金+30円以上の水準にすること
- ・事業計画期間において、事業者全体の「付加価値額」を年率平均3%以上増加させること

支援内容

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（令和元年度補正予算）

事業類型	概要	補助率	補助上限額
一般型	新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発を支援	・中小企業者 1/2 ・小規模企業者・ 小規模事業者 2/3	1,000万円
グローバル展開型（新）	海外事業（海外拠点での活動を含む）の拡大・強化等を目的とした設備投資等を支援	・中小企業者 1/2 ・小規模企業者・ 小規模事業者 2/3	3,000万円
ビジネスモデル構築型（新）	中小企業30者以上のビジネスモデル構築・事業計画策定のための面的支援プログラムを補助（例：面的デジタル化支援、デザインキャンプ、ロボット導入FS等）	定額	1億円

※この事業は国（中小企業庁）の事業です。上記の事業内容については直近の資料に基づいて掲載していますが、詳細等が変更になっていることがありますので、公募期間等の付随情報と併せて、下記問い合わせ先から最新の情報をご確認ください。

問い合わせ先

滋賀県中小企業団体中央会 ものづくり支援室

TEL：077-510-0890（130ページ No.36）